

周南市国際交流基金条例

(設置)

第1条 国際交流の進展を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、周南市国際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、国際交流の進展を図るための必要な財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、徳山市国際交流基金条例（平成6年徳山市条例第1号）又は新南陽市国際交流基金条例（昭和63年新南陽市条例第21号）の規定により設置された基金に属していた現金等（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において、それぞれこの条例の相当規定により設置される基金に属するものとする。